

2018年2月28日

京都府健康福祉部生活衛生課 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地
コープ御所南ビル 4 階
京都府生活協同組合連合会
専務理事 高取 淳
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

平成 30 年度京都府食品衛生監視指導計画(案)への意見

平成 30 年度京都府食品衛生監視指導計画(案)に対して、以下の意見、要望を述べます。

(1) 食品安全行政の一層の充実・強化を望みます

15 年ぶりに食品衛生法の改正が検討されています。厚生労働省が公表した「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)」は、食品衛生法の目的に沿っており、食品安全をめぐる状況の変化に応じた食品衛生規制を行うことは重要です。新たな規制が有効に働くことで、食品の安全性確保が進むことに大いに期待するところです。

京都府民の健康を守るための食品安全行政は、ますます重要になっています。食品衛生法改正の動向も見据えた食品安全行政の施策、体制の一層の充実強化を要望します。

(2) HACCPシステムによる衛生管理の普及推進について

厚生労働省がこの度公表した「食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)」では、HACCPによる衛生管理のシステム化が法的に位置づけられました。HACCPシステムが法的に位置づけられるもとの、中小・零細規模の食品加工・製造等事業者が、HACCPシステムの対応について確実に進めていけるように、国、関連業界団体とも連携して、知識の習得機会や個別指導等による丁寧な支援事業を行ってください。

京都府では、「きょうと信頼食品登録制度」を創設し、一般衛生管理をより実効性のある仕組みとすることに加え、HACCPシステムの普及推進を図ってこられました。これまで積み上げてこられた「きょうと信頼食品登録制度」については、その位置づけ、運用等について見直しが必要になると思われます。関係者の意見もふまえて見直し、検討をすすめてください。

また、HACCPシステムについては、消費者の理解が十分に広がっているとは思われ

ません。消費者向けの学習会等の機会を設け、理解がすすむように啓発・広報活動等を強めてください。

(3) リスクコミュニケーションの推進について

消費者の食の安全、安心の不安を解消する取組みのひとつとして、リスクコミュニケーションの役割が重要です。リスクコミュニケーションは、消費者、事業者、行政担当者などの関係者間で、食の安全（リスク）についての情報を共有し、意見交換等をおこなうことは、相互理解と信頼関係を築くことになり、食の安全、安心の不安解消につながります。

京都府では、ICT（情報通信技術）の活用による情報提供、消費者団体等との意見交換会等が行われています。施策の一層の充実をお願いします。リスクコミュニケーションのテーマとしては、食品添加物、農薬、食中毒、いわゆる「健康食品」、遺伝子組換え食品、輸入食品、食品表示や情報リテラシー（情報活用能力）等について要望します。

(4) 食品のアレルギー物質に関する指導および検査の実施について

乳幼児から成人まで、特定の食物が原因でアレルギー症状を起こす人が増えています。なかには、死に至るほど重篤な症状のかたもおられます。食物アレルギーを抱える人にとっては、アレルギー物質の混入や正しく表示されているかどうかについては大きな不安があります。アレルギー表示については食品の安全性確保に関する情報として「より重要な情報」であり、表示に係る監視指導を強めてください。また、検査を実施する義務表示7種類に加え、表示が推奨されている20品目や輸入食品の検査の実施についても要望します。

(5) 食品中の放射性物質検査について

東日本大震災から7年になります。放射性物質について基準を超えて検出される食品は野生のキノコや野生鳥獣肉、山菜など人の手で管理できない食品にほぼ限られてきていますが、いまなお不安を感じている消費者がいます。安全確保と不安解消のため放射性物質の検査の継続と迅速な公表を引き続き要望します。なお、こんご検査計画を見直す場合には、消費者等の声が反映できるようにしてください。

(6) いわゆる『健康食品』等への対応について

保健機能食品（「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」）やいわゆる「健康食品」と称される食品の摂取者が増えています。これらの「健康食品」等を医薬品のように誤解している消費者も少なくありません。消費者への正しい知識や利用上の注意等についての啓発や適切な情報提供を強めてください。

また、事業者が発信する宣伝、広告等の情報には、効能効果を暗示させるものがあ

り、消費者がその情報を誤って理解することで、健康被害が生ずる事案も発生しています。事業者が、紙上やインターネット等を使って発信する宣伝、広告等の情報内容についての監視指導を強めてください。同時に、監視指導に当たっては、消費者団体訴訟制度を担っている適格消費者団体等との情報交換など連携した取組みについても強めてください。

(7) 輸入食品に関する監視指導について

日本の食生活は、食料自給率が低いこともあり輸入食品なくして成り立ちません。食のグローバル化に伴い、こんごさらに輸入食品が増加する可能性があります。食の安全を確保するための重要な課題として、国にたいして輸入食品の安全性確保の取組みについて一層充実、強化することを要望していただくことに加え、京都府内に流通している輸入食品の安全確認検査も引き続き強めていただくことを要望します。

(8) 野生鳥獣食肉（ジビエ）の衛生管理について

イノシシやシカといった野生鳥獣による農林水産物等への被害が深刻化していることから、捕獲した野生鳥獣の肉を食用として活用されることが増加しています。野生鳥獣の処理については牛や豚等の家畜の処理と異なり「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が策定されています。食用として安全に利用することができるように、「ガイドライン」に基づく衛生管理上の監視、指導、点検を強めてください。

以上